

東芝は **CSRを尊重し** 明るい職場を

命令の履行なくして 法令順守なし

西田社長は争議解決を決断せよ

新年を迎え「一人ひとりの人権が大切にされる社会を」の思いを新たにしています。

東芝では、一昨年从小向工場の大火災や京浜事業所のガス爆発事故、談合事件や原子力と火力発電用製品の検査データ改ざん事件、マイクロエレクトロニクスセンターのサービスマン、さらには偽装請負・違法派遣などがあいついで発生し、幹部社員の逮捕・入札禁止処分・行政指導等を受けました。

京浜事業所長は、その背景に「職場で自由にものが言えない雰囲気がある」ことを認め、西田社長は「CSR活動を実践し社会から信頼される企業グループを」と言っています。

差別や人権侵害なくす CSR活動の実践を

東芝は、これまで三度も労働委員会から差別是正命令を受けていますが、労働組合法で決められている命令の履行義務をふみにじってきました。このような法令違反を続けることは、西田社長がいう「CSR活動の実践・法令順守」の方針にも反しています。

西田社長は、CSR（社会的責任）尊重・法令順守と言って労働者に責任をおしつけるのではなく、命令と法令にしたがって争議解決の決断をすべきではないでしょうか。

組合活動や思想信条による差別、男女差別をなくす全面一括解決を実現することは、人間関係のよい職場づくりにとっても大切です。

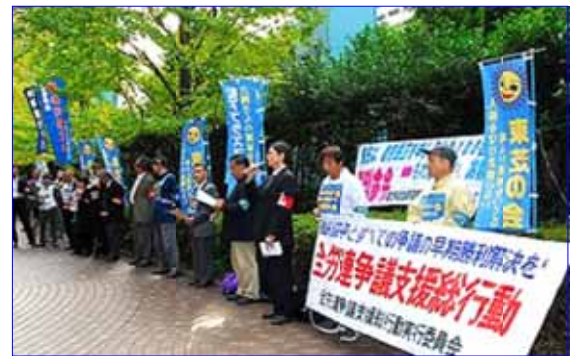
自由にものが言える 働きがいのある職場に

東芝の職場では秘密組織「東芝扇会」（現在は自己啓発の会）の網の目が組織され、会社の意にそわない人を差別する「自由にものが言えない状態」がつけられてきました。



東芝争議支援共闘会議 第2回総会
連帯挨拶:全労連 開会挨拶:支援共闘
宮垣事務局長次長 中野代表委員(東京地評)

会社は、この秘密組織を指導するために、多数の元公安警察官（秘密警察官）を雇って総務・勤労部に配置し、秘密組織の



全労連争議支援総行動（2006年11月）
全労連と地域労連の支援を受け本社前行動

東芝の職場を明るくする会 ホームページ
40万アクセス突破！
検索のキーワードは「東芝の職場」
[//www.kki.ne.jp/akaruku-tsb](http://www.kki.ne.jp/akaruku-tsb)

メンバーを東芝労組や電機連合の役員に送り込んでいます。

労働委員会の命令は、このような秘密組織を活用した東芝の違法な労務管理と差別行為を、労働組合法に違反する不当労働行為と認定し、東芝に是正を命じています。

一日も早い解決を



組合活動・思想信条・男女の差別をなくそう
支援共闘会議第2回総会（'06年12月 ラゾーナ川崎）

支援共闘会議の総会では、全労連と東芝の工場がある各地の労働組合、電機労働者懇談会の支援を受け、立人と職場の仲間百名の差別をなくす全面一括解決を実現する方針を確認しました。

職場と地域の皆さんのご支援をお願いします。

東芝差別是正争議とは

- 1988年 労働運動を強める東芝の会を結成し組合活動と差別是正に取り組む。
- 1995年 東芝の職場を明るくする会10名が第1次神奈川地労委申立て
- 2001年 地労委で全面勝利命令を勝ちとる
- 2003年 9名が第2次地労委申立て
- 2004年 中労委で全面勝利命令を勝ち取る
- 2005年 東芝争議支援共闘会議結成
全面一括解決を要求し
100名が差別是正社長申入れ
- 2005年 中労委が命令を履行しない東芝を東京地裁に提訴（緊急命令申立）
- 2006年 第2次申立てで3連続の勝利命令
西田社長に早期全面一括解決を申し入れ

東芝争議支援共闘会議・東芝の職場を明るくする会

事務所：〒210-0006 川崎市川崎区砂子2-11-20 大幸ビル402 川崎労連内 TEL 044-211-5164

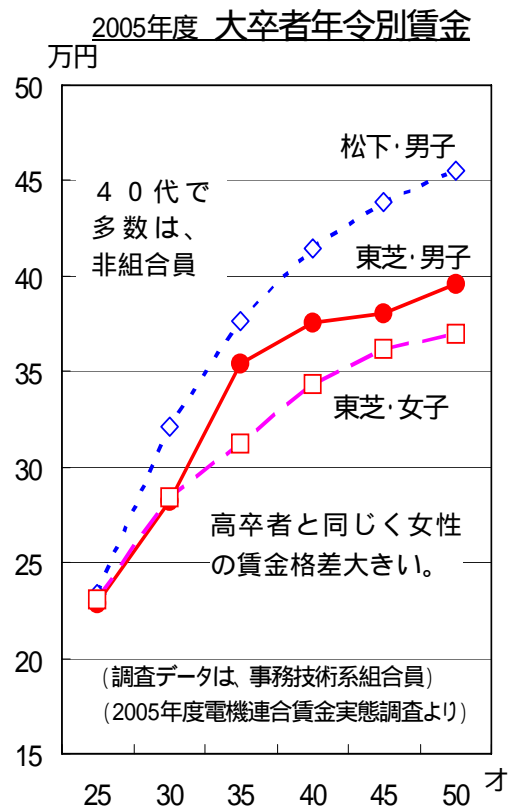
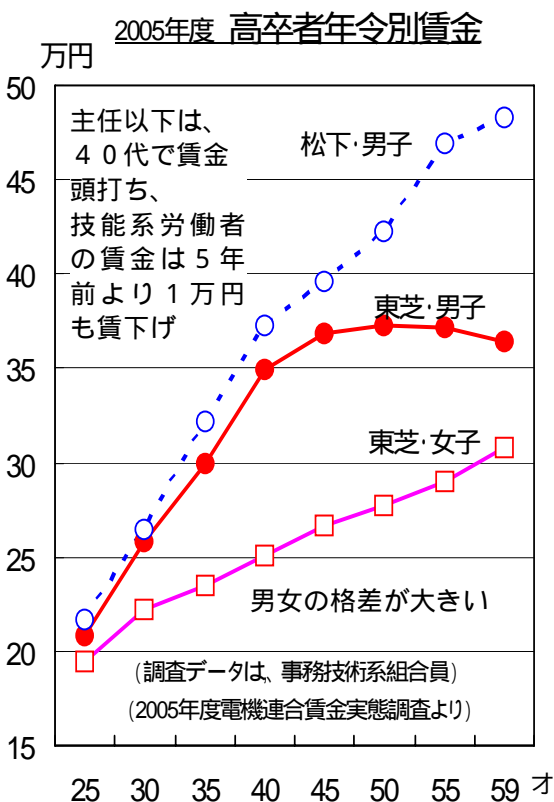
人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会
〒212-0024 川崎市幸区塚越2-225 安伸ビル
Tel & Fax : 044-533-1408

2007年 1月

働く貧困層の増大 弱肉強食社会の流れをきりかえよう

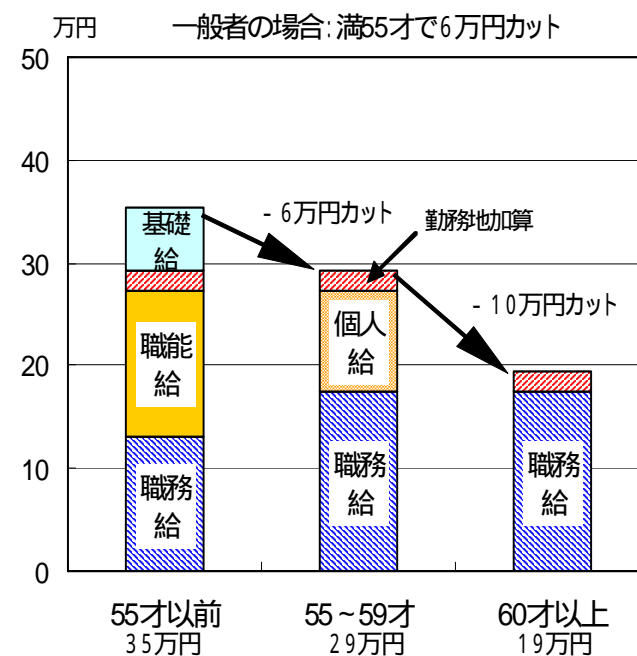
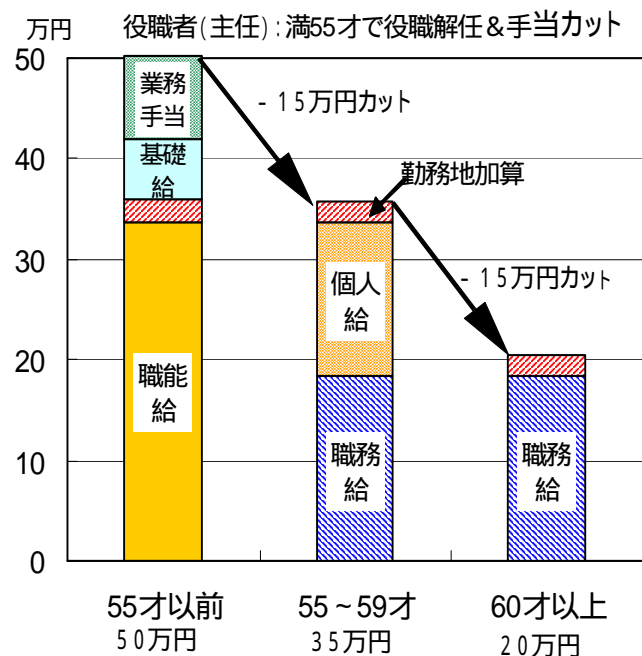
将来の生活設計ができる賃金と労働条件を

名目は「成果主義」 実態は相対評価で昇給頭打ち・賃下げも



東芝の雇用延長制度は電機大手で最悪：55才からの賃下げ&派遣&偽装請負やめよ

- (1) 55才で定年扱い退職・転籍・・・日立等は59才で選択、富士電機は定年延長
- (2) 転籍先で請負&派遣、賃金カット・・・偽装請負や違法派遣で問題に(最近一部是正あり)
- (3) 考課査定(曖昧な基準)で選別・・・法令や電機他社の実態は、希望者全員が原則



財界と自民党は、労働基準法や派遣法など労働者保護の法律を次々に改悪し、こんどは「残業代ゼロ」「解雇の自由」「労働条件の不利益変更の自由」を労働契約法で決めようとしています。「賃金上げる、労働者の権利を守れ」の運動で、安心して働ける労働条件を勝ち取りましょう。

**安心して働くため
労働契約法に反対**

年収四百万円以上の人の残業代をゼロにしたり、派遣や請負の格差を拡大する労働契約法なんて許せません。

大手の中では最低クラスで松下電器より10万円近く低いのです(上図)。

**残業代ゼロ
偽装請負の合法化
やめさせよう**

東芝は「違法派遣や偽装請負あらためよ」という声を受けとめ、直ちに改善すべきです。



東芝の雇用延長制度は「55才でいったん東芝を退職させ、大幅に賃金を下げたうえで再雇用」する制度です。そのうえ、再雇用先の子会社に偽装請負(実態は派遣)や違法派遣(派遣期間を無視)をおこなわせています。上図のように「55才で6~15万円も賃下げで住宅や教育のローンにも困る」「雇用延長の条件は、電機業界で最悪」

**改善しよう
55才転籍 賃下げの
雇用延長制度**

不払い残業・解雇・労働問題の相談窓口
東芝の会ホームページから、メールもできます。
電機ユニオン：03-3455-6006
全労連：0120-378-060